

守成クラブ青森 会員規約

守成クラブ青森

発行：令和7年2月1日

守成クラブとは

『創業は易し、守成なり難し』

「貞観政要」という中国の書物から引用した「創業守成」（守成は創業より難し）、同時に「先祖の完成した事業を受け継いで守っていく」とする守成（史記）の言の2つを基に伊藤小一創設者が命名しました。

守成クラブの理念

「かけがえのない会社を潰してはならない」この一点を貫き運営されている商売交流の全国組織です。単なる異業種交流とは違い、「商売繁盛」を前面に打ち出し、「本音で自社をPRし、互いに商売（実利）に徹して売上を伸ばす」ことを第一の目的としています。会員同士が力を合わせ互いのマーケットを拡大すると共に、互いの商売繁盛を目指し実利に徹した商談を積極的に行うものです。しかもそのネットワークは全国規模に広がっています。

守成クラブの活動

「自分たちの市場は自分たちで創る。」毎回大勢の参加者が集うことは、お互いにビジネスチャンスを広げること。毎回新しい参加者と出会えることは、互いのマーケットが更に広がること。初めて出逢う多数の経営者と交換した1枚の名刺…。その名刺からやがてビ

ッグなビジネスチャンスが生まれます。ビジネスは、行動なければ結果も生まれない。さあ、あなたも経営者として踏み込んでみませんか。あなたの行動力と決断力をもって守成の扉をあけてください。がんばってる仲間が、がんばるあなたを待っています。

第1章 総則

(名称)

第1条 当会の名称は『守成クラブ青森』という。

(事務局)

第2条 当会の事務局は、事務局長の事業所に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、中小零細企業が創業または受け継いだ会社を守り、発展させていくために

『商売繁盛』を全面に打ち出し、「ビジネス拡大」に結びつく活動を積極的に行うこと、並びに会員相互間の交流を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 当会は、第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

(1) 毎月1回（原則第2火曜日）の仕事バンバンプラザ定例会の開催

(2) 会員同士のビジネス交流・経済交流・業務提携・共同事

業の促進

(3) 会員同士の親睦を図る為、親睦会の開催（不定期）

(4) その他、世話人会で承認され、目的を達成するために必要と思われる事業

（事業への参加、罰則及び禁止事項）

第5条 事業参加の欠席は必ず指定期日までに事務局へ報告しなければならない。

(1) 第4条(1)の例会参加費用は、1人6,000円とする

(2) その他の事業については、その都度参加費を設定するものとする

2. 例会申込後、出席を取り消す場合は例会前日の午前中までにその旨を事務局に報告しなければならない。この場合、例会参加費は徴収しないものとする。

3. 参加申込をし、当日無断欠席する場合は参加費全額を支払わなければならない。また、

ゲスト参加者が当日無断欠席した場合も、紹介した会員がゲスト参加者に代わり参加費全額を支払うものとする。支払方法は例会終了後1週間以内に事務局へ現金持参とする。

4. ゲストの参加は1回のみとする。

5. ゲスト参加で未入会者は、当会で知り得た会員に対してのビジネスのアピール、勧誘、ダイレクトメール等や、個人情報の使用を禁止する。

第3章 会員

（会員）

第6条 当会の会員は、次の種別とする。

- (1) 準会員・・・・・・・・・・ 入会届を出し、入会金、年会費を納めた者
- (2) 正会員・・・・・・・・・・ 入会者を1名以上紹介した者
- (3) ゴールド会員・・・・・・・・ 入会者を10名以上紹介した者
- (4) ダイヤモンド会員・・・・・ ゴールド会員で、他に1会場を立ち上げるか入会者を100名以上紹介した者

(入会)

第7条 当会へ入会する者は次の条件を満たさなければならない。

- (1) 当会員の紹介を受けること
- (2) 法人代表者並びに個人事業主、またはそれに準ずる者で決済権があること、または世話人会で認められた場合
- (3) 宗教団体、政治団体、反社会的勢力等に所属していないこと、当会会員間で上記に関する勧誘行為をしないこと
- (4) 主たる職種がネットワークビジネス、占い、靈感業でないこと、当会会員間での上記に関する勧誘行為をしないこと
- (5) 国政、地方自治体の首長または議員でないこと

2. 前項に拘わらず、世話人会が入会不相当と判断した場合は入会することができない

(会員資格喪失)

第8条 会員が次の各号の1つに該当するに至ったときは、資格を喪失する。

- (1) 入会金及び年会費を納めないとき
- (2) 退会届けを提出したとき
- (3) 本人が死亡したとき
- (4) 本人所属の会社が消滅したとき
(所属の変更の場合は、遅滞なく事務局に申し出ることで規制職種でない場合に限り資格を喪失しない)
- (5) 当会を除名されたとき

(6) 第7条の 当会が規制する職種、行為に該当したとき

(所属の変更)

第9条 会員は、法人の消滅、業態変更、転職等による所属の変更の場合は遅滞なく事務局に変更依頼をすることで、規制職種でない限り会員を継続することができる。

(退会)

第10条 会員は、当会の事務局に退会届けを提出し、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号の1つに該当するに至ったときは、世話人会を開催し、出席世話人の過半数の決議により除名することが出来る。但しこの場合、その会員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約に違反したとき

(2) 当会の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 第10条・第11条の定めにより退会となる場合、既納の入会金、年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(胸章)

第13条 会員には本部より、胸章（以下、「バッジ」という）を貸与する。

2. 例会参加時は、下記の区分に応じ必ずバッジを着用しなければ

ならない。

- (1) 準会員・・・・・・・・・・ 緑バッジ
- (2) 正会員・・・・・・・・・・ 赤バッジ
- (3) ゴールド会員・・・・・・・・ ゴールドバッジ
- (4) ダイヤモンド会員・・・ ダイヤモンドバッジ

3. 紛失、並びに忘失した場合は緑、赤バッジについては500円で購入しなければならない。

4. 第8条、第10条及び第11条に該当した者は、すみやかに事務局へ返還しなければならない。

(自社PR及びブース出店)

第14条 当会員が定例会において、自社PR又は、ブース出店を希望する場合は、事前に事務局に届出をしなければならない。但し、資料のテーブル配布については事務局への届出は不要とする。

2. 前項の自社PR、ブース出店は世話人会の承諾・要請がない限り準会員には認めない。資料のテーブル配布は準会員にも認める

(服装)

第15条 例会では品格のある会員制クラブに相応しい、良識ある範囲内の服装を着用する。(他人に不快感を与える服装、派手、刺激的、挑発的な服装は禁止する)

(1) 襟付きのシャツ(タートルネック・ハイネックモック、ジップアップ等を含む)の着用する。

(2) スーツやジャケット等の着用を推奨する。ネクタイは無しでも構わない。女性はブラウスにカーディガン、ジャケットを羽織っても良いとする。

(3) デニムジーンズ、迷彩柄スラックス・ショーツ、ウォームア

ップ用のスウェットシャツ・パンツ、ジャージー、Tシャツ等の襟なしシャツ、スローガンや広告入りのウェア等は禁止する。

(4) 男性は革靴、女性はパンプスなどを推奨する。サンダルは不可する。

(5) 和装の場合は常識の範囲内とする。浴衣は推奨しない。

(6) その他、職業柄やイベント等で会が認めた服装であれば許可する場合がある。

(7) 例会以外の当会のイベント等では特に規制しないが、常識の範囲内の服装を推奨する。

(移籍)

第16条 会員は原則正会員に限り他会場に移籍をすることができる。また原則正会員に限り他会場からの移籍を受け入れることができる。移籍の可否は移籍先会場の規約に準ずる。

第4章 世話人

(世話人及び定数)

第17条 当会には、次の範囲内で代表、副代表世話人、世話人並びに事務局長、会計長を置く。

代表 : 1名

副代表世話人 : 代表が適当と判断する人数

世話人 : 代表が適当と判断する人数

事務局長 : 1名

副会計長 : 必要に応じて (世話人と兼務)

会計長 : 1名 (副代表世話人と兼務)

副会計長 : 必要に応じて (世話人と兼務)

(代表及び役付世話人並びに世話人の選任)

第18条 次期代表は、現代表の任期終了となる遅くとも2ヶ月前までに、自薦、及び 他薦された正会員の中から、現世話人会の過半数の賛同をもって選任されるものとする。

2. 新代表は新世話人を選任し、選任された者の中から、副代表世話人と事務局長、会計長を選任する。その定数は第14条2項の通りとする。

(職務)

第19条 代表は、当会を代表しその業務を総理する。

2. 副代表世話人は、代表を補佐し代表に事故ある場合、または、欠けた場合はその業務を代行する。

3. 世話人は、世話人会を構成し、この規約の定め及び世話人会の決議に基づき、当会の業務を遂行する。

4. 事務局は、当会の事務全般の業務を行う。

5. 会計は、当会の会計全般の業務を行う。

(任期)

第20条 世話人（代表世話人及び役付世話人を含む）の任期は1年とする。但し、再選を妨げない。

2. 補欠又は、増員によって就任した世話人の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(解任)

第21条 世話人が次の各号の1つに該当するに至ったときは、世話人会の過半数以上の決議によりこれを解任することが出来る。但しこの場合、その世話人に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、業務の遂行に堪えられないと認められるとき

(2) 業務上の義務違反、その他世話人としてふさわしくない行為があったとき

第5章 世話人会

(世話人会)

第22条 世話人会を招集するには、各世話人に対して1週間前までに通知する。但し、緊急を要する場合は、開催直前に発することを妨げない。世話人会は対面以外にオンライン及び書面による決議も含む。

2.世話人会は、業務執行その他法令又は、規約に定める事項を決議する。但し、当会の通常の業務の他、重要でない事項の決議は、世話人会の出席過半数の決議により代表世話人に委ねることが出来る。

3.世話人会の決議は、世話人の出席過半数をもってこれをなす。

4.世話人会の議長は、代表がこれに当たる。但し、代表は他の世話人を議長に選ぶことが出来る

(議事録)

第23条 世話人会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者名
- (3) 議題
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(世話人報酬)

第24条 当会の世話人報酬は無報酬とする。

第6章 監査人

(監査の定数及び職務)

第25条 当会の監査人は、3名以内とする。

2. 監査は、次に掲げる業務を行う。

(1) 世話人の業務遂行の状況を監査する

(2) 当会の財産の状況を監査する

(3) 前2号の規約による監査の結果、当会の業務又は、財産に関し不正の行為、又は、法令若しくは、規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを世話人会に報告する

(4) 前号の報告する為必要がある場合には、世話人会を招集すること

(5) 世話人の業務遂行の状況又は、当会の財産の状況について、世話人に意見を述べ、若しくは、世話人会の招集を請求すること

(監査の選任)

第26条 代表の指名により選出され、世話人会の過半数の賛同をもって選任される。

(監査の任期)

第27条 第20条の規定は、監査員の任期について準用する。

第7章 顧問

(顧問)

第28条 当会に顧問を置くことができる。

2.顧問は、当会の目的達成のために代表、副代表世話人、事務局長、会計長経験者の中から、代表が委嘱する。

3.顧問は当会の目的達成について必要な事項について代表の諮問に応ずる。

4.第20条の規定は、顧問の任期について準用する。

第8章 会計

(会計の原則)

第29条 当会の会計は、会計原則に従って行うものとする。

(事務経費)

第30条 当会の事務経費は、運営費（通信費・交通費・消耗品費等）として事務局長に実費を支払う。

(事業の予算及び決算)

第31条 当会の事業及びこれに伴う収支予算及び決算は、代表の指示を受け、事務局、会計が作成し、世話人会の議決を得なければならない。

第9章 事業年度

(事業年度)

第32条 当会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第10章 その他

(総会)

第33条 会員より総会開催の要請がある場合は、世話人会で審議し、出席世話人の過半数の承諾があれば、これを遅滞なく開催しなければならない。

(補助金)

第34条 当会の会員が守成クラブ本部または他会場記念例会に参加する場合、当会より1人あたり次の金額を補助するものとする。

(1) 会員全国大会 ・ ・ ・ ・ 15,000円

(2) 他会場記念例会 ・ ・ ・ ・ 参加費と合わせて20,000円以内

2. 前項の補助を受けようとする会員は事前に事務局に届け出をしなければならない。(2)の補助金額は事務局で決定する。
3. 清算は、原則、会終了後、直近開催される当会の例会当日に行うものとし、会出席が確認できる領収書の写しを事務局に提出することで規定の補助金を現金で支給する。
4. 補助金を受けた会員は、当会の例会において会員に対し会出席の報告を負うものとする。
5. 代表は当会の運営において必要と判断した場合、いつでも第1項各号の金額の補助を停止または変更できるものとする。

(慶弔・見舞金)

第35条 当会の会員の慶弔、傷病及び災害見舞金について次の金額を支給するものとする。

1. 会員に支給する慶弔見舞金の種類と適用範囲は、次の通りとする

(1) 結婚祝金 10,000円 会員本人が結婚した場合

(2) 出産祝金 10,000円 会員本人が出産した場合 または
会員の配偶者が出産した場合

(3) 死亡弔慰金 本人30,000円 他 5,000円以上

会員本人 または 会員の配偶者、一親等（子ども、親）が死亡し
た場合

(4) 傷病見舞金 5,000円以上

会員本人が傷病により入院した場合

(5) 災害見舞金 5,000円以上 会員本人が災害により入院、
または家屋の損壊等の被害を受けた場合

死亡弔意金（本人以外）、傷病見舞金、災害見舞金の支給額につ
いては状況により世話人間で判断する。

2. 会員がこの規程に定めることにより慶弔見舞金を受けようとする
時は、事務局に届け出をしなければならない。傷病見舞金、災害見
舞金は発生から原則3ヶ月以内、他は原則6ヶ月以内とする。

3. この規程による慶弔見舞金の支給事由が、一家族2名以上当会会
員として所属している場合に 同一の事由による時は、重複して支出
することはない。（ただし結婚祝金、入院による傷病災害見舞金は
除く）

4. この規程に定めるもののほか、会が特に支給を認めた時は、その
事情を考慮して世話人間で決議の上、別に支給することがある。

5. 代表は当会の運営において必要と判断した場合、いつでも第1項
各号の金額の補助を停止または変更できるものとする。

(改正)

第36条 この規約の改正は、世話人会の出席過半数の議決を経て代表がこれを定める。

(細則)

第37条 この規約の施行について必要な細則は、世話人会の出席過半数の議決を経て代表がこれを定める。

附則

1.この規約は、令和7年2月1日から施行する。